

○高圧ガス製造施設軽微変更届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第14条第2号 冷凍則第17条

適用

1. 独立した製造設備の撤去の工事
2. 製造設備の取替えの工事であって、冷凍能力が変更しないもの
ただし、次のものを除く。
 - ・耐震設計構造物として適用を受ける製造設備
 - ・可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備の取替え
 - ・冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事
3. 製造施設の製造設備以外の設備の取替え工事
4. 認定設備の設置の工事
5. 指定設備認定証が無効とならない認定指定設備に係る変更の工事
(同一部品への交換のみ)

※耐震設計構造物、可燃性ガス又は毒性ガスの冷媒設備の取替え及び冷媒設備の切断・溶接を伴う取替えの工事の場合は、変更許可申請が必要

必要書類

1. 高圧ガス製造施設等変更届書（冷凍則様式第5）
2. 変更の概要を記載した書面
 - ①変更の目的
 - ②変更の内容
 - ③認定設備の設置の工事や指定設備認定証が無効とならない認定指定設備に係る変更の工事（同一部品への交換のみ）の工事を行った場合は、指定設備認定証の写し
〈留意事項〉
 - ・変更理由を分かりやすく記載すること
 - ・変更工事の内容等を分かりやすく記載すること
3. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）